

タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年6月)

6月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所 所在地	営業所名 営業所 所在地	処分 年月日	処 分 の 内 容	主 違 反 の 条 項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違 反点数	北海道 運輸局 管内累 積点数
1	道南ハイヤー株式会社(法人 番号3430001056375) 代表者毛利英文	北海道有珠郡社管町字滝之町283-27	本社営業所 北海道有珠郡社管町字滝ノ町283-27	R5.6.26	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書 警告	道道路運送法第27条第3項、タク特 法第16条第1項、第2項	令和4年10月5日、長期未監査を端緒として監査を実施。6 件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守義務 違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第 21条第1項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(運輸 規則第21条第5項)、(3)新任運転者に対する指導、監督 義務違反(運輸規則第36条第2項)、(4)乗務員台帳の記 載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)特定運転 者に対する適性診断義務違反(運輸規則第38条第2 項)、(6)運転者証の返納義務違反(タク特法第16条第1 項、第2項)	4	4
2	金星釧路ハイヤー株式会社 (法人番号346000100032 2) 代表者吉野彰哲	北海道釧路市仲浜町4番7号	本社営業所 北海道釧路市仲浜町4番7号	R5.6.26	輸送施設の使用停止(21日車)	道道路運送法第27条第3項	令和5年1月25日、公安委員会からの通報等を端緒として 監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の 基準の遵守義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下 「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監 督義務違反(運輸規則第38条第1項)	3	3
3	株式会社ツアースト(法人 番号5430001076479) 代表者原田次男	北海道千歳市信濃二丁目30番7号	株式会社ツア ーストタクシー 事業部営業所 北海道千歳市信濃二丁目30番7号	R5.6.26	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書 警告	道路運送法(以下「法J」)第9条の3第 1項、法第20条、道法第27条第3項	令和5年3月9日、新規許可等を端緒として監査を実施。10 件の違反が認められた。(1)運賃料金認可、運賃料金委 認可義務違反(道路運送法(以下「法J」)第9条の3第1項)、 (2)営業区域外旅客運送違反(法第20条)、(3)乗務時間 等の基準の遵守義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則 (以下「運輸規則」)第21条第1項)、(4)疾病・疲労等のお それのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の記録 事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務等の記 録事項義務違反(運輸規則第25条第3項、第4項)、(7)事 故の記録事項義務違反(運輸規則第26条の2)、(8)事業 用自動車内の掲示違反(運輸規則第42条第1項)、(9)整 備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(10) 運行管理者の研修受講義務違反(運輸規則第48条の4第 1項)、(11)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	13	13

